

II. 調查結果概要

1 人権課題についての意識（問1～問2）

問1 人権課題への関心（P24～25）

「子どもに関わる問題」、「高齢者に関わる問題」、「働く人に関わる問題」や「女性に関する問題」への関心が高くなっており、自分に関わる問題については関心が高い傾向があると考えられます。

問2 人権問題に関する法律などの認知度（P26～33）

各法律^{*}については、約6割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答しており、約3割の人が「知らなかった」というのが現状です。

また、「世界人権宣言」については、約8割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答しており、各法律に比べると認知度が高いという結果になっています。

これらの結果を踏まえて

人権問題について、自分に身近なことや関係が深いと考えることであれば興味関心を持っているが、そうでなければ関心が薄いと考えられます。今後は、全ての人権問題を「自分ごと」として捉え、暮らしの中でお互いに尊重し合うことができるような意識の醸成が必要です。

※各法律（P26, 28, 30に解説を掲載）

平成28（2016）年に施行された3つの法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）。

2 教育・啓発（問3～問5）

問3 人権に対する関心度（P34～39）

問4 人権について理解を深めるために、役立つと思うもの（P40～41）

問5 人権について理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要だと思うもの（P42～43）

学校等での教育を重視する回答が7割以上と高い割合になっています。一方で、講演会や研修会を重視する回答は2割程度と低い割合になっています。

これらの結果を踏まえて

学校等での教育が、人権意識の醸成のために重要だと考えている市民が多いと考えられますので、今後は、人権教育を受けた人たちが講演会や研修会に参加し、継続的に人権に対して関心を持ち続けることができるような取組を検討していく必要があります。

3 人権保障（問6～問15）

問6 結婚相手を考える際に気になること（なったこと）（P44～47）

回答者自身、回答者の子どもの場合ともに、「国籍・民族」、「相手やその家族に障害があるかどうか」、「同和地区出身者かどうか」について、「気になる」という回答が2～3割程度となっています。

問7 住宅を選ぶ際に気になること（P48～49）

「近くに低所得者など、生活困難者が多く住んでいる」や「近くに外国人の住民が多く住んでいる」、「近くに同和地区がある」について、「気になる」という回答が2割程度となっています。

問8 就職の場面での人権保障（P50～51）

問9 家庭の生活場面での人権保障（P52～53）

問10 学校での人権保障（P54～55）

問11 職場での人権保障（P56～57）

問12 社会の生活場面での人権保障（P58～59）

就職、家庭、学校及び職場それぞれの場面での人権問題に関する設問では、おおよその傾向としては前回から変わらず、身近な問題、自分と関係する部分について問題と感じる人が多くなっています。

社会の生活場面における様々な人権問題に関する設問では、犯罪被害者に関する問題が重要だと考える人が多くなっています。

問13 インターネットに関する問題（P60～61）

インターネットに関する問題についての設問では、ネット上での誹謗中傷への罰則強化を必要と考える人が最も多い結果となっています。前回調査では、罰則の強化と相談体制の充実がほぼ同じ割合でした。

問14 障害者に関する問題（P62～67）

障害者に関する問題についての設問では、不当な差別的取扱いの禁止^{※1}については3割程度、合理的配慮^{※2}については5割程度しか考え方が定着していないという結果になっています。

問15 L G B T等の性的少数者に関する問題（P68～69）

L G B T等の性的少数者の人権に関する設問では、職場や学校での嫌がらせやいじめ、差別的な言動について、5割を超える人がそのような問題が起きていると考えています。

これらの結果を踏まえて

人権問題に関する現状については、人権意識が醸成されている部分もありますが、新たに出てきた問題や概念、考え方が定着していないことも明らかになりました。今後は従来の啓発活動に加えて、これらの新しい問題や考え方についても、広く市民に知ってもらう必要があります。

※1 「不当な差別的取扱いの禁止」、2 「合理的配慮」（P62, 64 に解説を掲載）

4 相談・救済（問 16～問 18）

問 16 人権侵害の経験と対応（P70～77）

過去5年間における人権侵害に関する質問について、人権侵害をされたと思われた方の割合は前回よりも増えています。内容としては、前回と同様に職場におけるいじめやハラスメント、陰口や名誉・信用の侵害が多くなっています。相談先としては、「友人・知人」や「学校や職場」が前回よりも増えており、「相談していない」人は減っています。

問 17 人権擁護に関する制度の認知度（P78～91）

人権を守るための制度の認知度に関する設問では、法務局や人権擁護委員の相談を知らない人が多く、一方で、行政や民間の窓口の認知度が高いという結果になっています。

問 18 人権相談・救済に関して必要な取組（P92～93）

人権侵害に対する相談や救済に関して、相談体制の充実と、人権侵害に対する対処法を学ぶ機会の増加が必要と考える人が多くなっています。

これらの結果を踏まえて

人権が侵害されたと思う人は増加しており、一方、相談ができていない人は減少していることが分かります。しかし、今後も公的な相談窓口などについて認知度を高めること、そして、そうした相談窓口へスムーズに相談できるように啓発を行い、人権侵害が起こったとしても、解決に向けて迅速に動けるような体制をつくる必要があります。